

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議（令和４年度第２回）

議事要旨

- 日 時 : 令和４年１１月８日（火）１０：００～１２：００
- 場 所 : 文部科学省旧庁舎６階第２講堂（又はオンライン）
- 出席者 :
 - 【委員】 北澤座長、網中委員、内田委員、江口委員、大橋委員、北居委員、九條委員、宍戸委員、宍野委員、戸松委員、中尾委員、西井委員、廣瀬委員、藤原委員、本多委員、村上委員、村田委員
 - 【事務局】 森田文化戦略官、合田文化庁次長、小林文化庁審議官、石崎文化庁宗務課長、田中文化戦略官 ほか関係官
- 概 要 :
 - (１) 宗教法人法第７８条の２に規定する報告徴収・質問権の行使について
事務局より、報告徴収・質問権の行使に関する報告書（案）について説明した後、委員間で意見交換が行われたところ、主な概要は以下のとおり。
 - ・ 解散命令に係る法第８１条第１項第１号及び第２号前段の条文は概括的な条項になっており、所轄庁に評価の余地が残されている。そのため、当該条文を対象に報告徴収・質問権を行使する際の一般的基準を設けた上で、個別の事例において、その考え方に基づいて当てはめを行うことは、所轄庁の権限濫用を防止する観点から有益である。
 - ・ 法第８１条第１項第１号の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる場合」については、①所轄庁がその「疑い」があるとして法第７８条の２に基づき報告徴収・質問権を行使するフェーズ、②所轄庁等が裁判所に解散命令を請求するフェーズ、③裁判所が解散命令請求の可否を判断するフェーズ、の３段階があるところ、報告徴収・質問権の行使においては、組織性、悪質性、継続性を把握する上での端緒となる客観的な事実に基づいて、当該宗教法人について「法令に違反して、著しく公共の福祉を害する」と認められる「疑い」があるかを判断することが相当である。

- ・ 宗教法人はその教義等に従って、公益活動を本来活動と不可分の活動として行っている場合があり、そのような活動は「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」には含まれないことを明確にする上で、報告書（案）第2の2に「第78条の2第4項の規定の趣旨に特に留意して」と記述することは重要である。
- ・ そもそも、法は、第2条に定められていることを主たる目的とする宗教団体に宗教法人格を与えたのだということをまずは明確にする必要がある。法第81条第1項第2号の構造として、後段は「1年以上にわたってその目的のための行為をしていないこと」、すなわち宗教団体の本来の主たる目的との関係でその行為をしないという不作為が規定されており、前段の「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」は、逆に作為について規定しているが、やはり、法定された宗教団体の主たる目的との関係で規定されており、その行為が宗教団体の本来の目的から「著しく逸脱」したものかどうかの問題となる。その端緒を認めるにあたっては、客観的な事実を踏まえ、報告書（案）にある3項目に挙げられた内容を検討することとするのは妥当である。
- ・ 「信教の自由」を厳格に解釈しすぎることで、一般の方々の人権侵害が発生するようでは本末転倒であり、公共の福祉と信教の自由のバランスが必要である。
- ・ 裁判例にあるとおり、正体を隠して勧誘することは違法であることを、宗教団体全体が自らの戒めとする必要がある。宗教団体の布教の自由は尊重されるべきだが、教義や教団を明らかにしないで働きかけを行うなど、この権利を濫用していると認められる場合には、行為の悪質性の問題として、それが組織的に行われているかも含めて把握することが必要である。
- ・ 今回の一般的な基準については、その趣旨を含め、宗教界等によく説明していくことが重要。

（2） 報告書（案）の取りまとめについて

座長より、委員間での議論では、報告書（案）の修正を要する意見はなかったことから、取りまとめに向けた字句修正については座長に一任願いたいとの発言があり、了承された。

以上